

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	井植由佳子
【住所又は本店所在地】	兵庫県芦屋市
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和2年7月10日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	小林製薬株式会社
証券コード	4967
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所、大阪証券取引所

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	井植由佳子
住所又は本店所在地	兵庫県芦屋市
事務上の連絡先及び担当者名	一般財団法人衆我財団 佐伯みつる
電話番号	03-3505-5378

## 2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（有限会社）
氏名又は名称	有限会社鵬
住所又は本店所在地	兵庫県宝塚市仁川北3-9-2
事務上の連絡先及び担当者名	一般財団法人衆我財団 佐伯みつる
電話番号	03-3505-5378

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	令和2年6月25日
訂正箇所	下記参照

(訂正前)

【表紙】

【提出書類】

変更報告書

(訂正後)

【表紙】

【提出書類】

変更報告書N01

(訂正前)

【表紙】

【根拠条文】

法第27条の23第1項

(訂正後)

【表紙】

【根拠条文】

法第27条の25第1項

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

## (1)【提出者の概要】

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	小林製菓株式会社 秘書グループ 桑田麻里
電話番号	06-6222-0088

(訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

## (1)【提出者の概要】

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	一般財団法人衆我財団 佐伯みつる
電話番号	03-3505-5378

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

## (3)【重要提案行為等】

--

(訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

## (3)【重要提案行為等】

該当なし
------

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

## (6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

--

(訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

## (6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし
------

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 2【提出者(大量保有者)/2】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	有限会社鵬
住所又は本店所在地	兵庫県宝塚市仁川北3-9-2
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	
------------	--

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（有限会社）
氏名又は名称	有限会社鵬
住所又は本店所在地	兵庫県宝塚市仁川北3-9-2
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

(1)【提出者の概要】

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	小林製薬株式会社 秘書グループ 桑田麻里
電話番号	06-6222-0088

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

(1)【提出者の概要】

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	一般財団法人衆我財団 佐伯みつる
電話番号	03-3505-5378

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

(3)【重要提案行為等】

--

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

(3)【重要提案行為等】

該当なし
------

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

--

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者) / 2】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし